



定 款

株式会社日本ケアサプライ

2015 年 6 月 26 日 改訂

株式会社日本ケアサプライ定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社日本ケアサプライと称し、英文では Nippon Care Supply Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 介護用機器、健康機器、医療機器、介護用品、福祉用具、スポーツ用品・娯楽用品・玩具、防災袋等防災用品、消火器具・消火装置等の製造、販売、レンタル、リース及び輸出入
- ② 前1号にかかる保守、修理、点検、加工及び洗浄・消毒
- ③ 介護保険法に定める居宅及び施設介護並びに居宅介護支援等の事業
- ④ 在宅介護に関する相談、介護サービス事業者等への連絡調整等の便宜の提供
- ⑤ 高齢者、障害者等の介護関連事業
- ⑥ 不動産の売買、賃貸借及び管理業
- ⑦ 古物売買業
- ⑧ 住宅の増改築・建替及び住宅のリフォーム
- ⑨ 倉庫業
- ⑩ 自動車運送取扱業
- ⑪ 損害保険に関する代理店業務及び生命保険の募集に関する業務
- ⑫ ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業
- ⑬ 緊急通報システム、生活習慣病在宅予防管理支援システムの運営業務及び運営の受託
- ⑭ 食料・飲料、医薬品・化粧品、家庭生活用品等の製造、販売及び輸出入
- ⑮ リネンサプライ業
- ⑯ 薬局の経営
- ⑰ 弁当、加工食品及び加工調理食品の配食サービス業
- ⑱ 旅行業
- ⑲ 各種イベントの企画及び運営に関する事業
- ⑳ 人材の育成、能力開発、技術向上に関する教育事業
- ㉑ 労働者派遣事業

- ㉒ 有料職業紹介事業
- ㉓ インターネット等のオンラインを利用した各種情報提供サービス
- ㉔ インターネット等のオンラインを利用した通信販売業及び市場調査、宣伝・広告等の受託
- ㉕ 前各号にかかる研修及びコンサルティング業務
- ㉖ 経営コンサルタント業
- ㉗ 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告によりこれを行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、64,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権の行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集する。

- 2 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会毎に当社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事については法令で定めるところにより議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した時は、当該決議を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。この場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の予選の効力)

第33条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。この場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第45条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息はつけない。